

改正 平成30年11月12日警察本部訓令第13号

北海道警察会計事務監査規程を次のように定める。

北海道警察会計事務監査規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、会計の監査に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、北海道警察が行う会計事務の監査（以下「監査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(会計監査実施計画)

第2条 北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）及び方面本部長（以下「警察本部長等」という。）は、毎年度、会計監査実施計画（規則第2条第1項に規定する会計監査実施計画をいう。以下同じ。）を当該会計監査実施計画に係る年度の開始前に作成するものとする。

2 警察本部長等は、監査を効率的に実施するため特に必要があるときは、会計監査実施計画を変更することができる。

3 方面本部長は、会計監査実施計画を作成しようとするとき、又は会計監査実施計画を変更しようとするときは、警察本部長と協議するものとする。

(警察本部長の監査)

第3条 警察本部長は、会計監査実施計画に従い、北海道警察本部（以下「警察本部」という。）の課（課に相当するものを含む。以下同じ。）、北海道警察学校及び札幌方面の警察署（以下「本部所属等」という。）並びに方面本部の課及び札幌方面以外の方面の警察署（以下「方面所属」という。）を対象として監査を行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、警察本部長は、会計経理の適正を期するため特に必要があるときは、その都度、速やかに監査を行うものとする。

3 警察本部長は、前2項に規定する監査を、警察本部の会計課長に行わせるものとする。

(方面本部長の監査)

第4条 方面本部長は、会計監査実施計画に従い、当該方面所属を対象として監査を行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、方面本部長は、会計経理の適正を期するため特に必要があるときは、その都度、速やかに監査を行うものとする。

3 方面本部長は、前2項に規定する監査を、当該方面本部の会計課長に行わせるものとする。

4 方面本部長は、第2項に規定する監査を行おうとするときは、あらかじめ警察本部長に対し、その日時、監査の対象となる方面所属等を通知するものとする。

(調整)

第5条 警察本部長は、監査を効率的に実施するため特に必要があるときは、方面本部長が行う監査の日程等について調整を行うものとする。

(監査の通知)

第6条 警察本部長等は、監査を行おうとするときは、当該監査の対象となる本部所属等及び方面所属の長（方面本部長にあっては、当該方面所属の長に限る。次条において同じ。）に対し、あらかじめ、その日時、監査項目、監査担当者等を通知するものとする。

2 警察本部長等は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、通知をしないで監査を行うことができる。

(説明及び資料の提出)

第7条 警察本部長等は、必要があると認めるときは、本部所属等及び方面所属の長に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は提出する日時及び場所に所属の職員を出頭させるよう求めることができる。

(監査結果の報告)

第8条 警察本部の会計課長及び方面本部の会計課長は、監査を終了したときは、その結果を警察本部長（方面本部の会計課長にあっては、当該方面本部長）に報告しなければならない。

(監査結果に基づく措置)

第9条 警察本部長は、前条の規定による報告に基づき改善すべき事項があると認めるときは、当該事項に係る本部所属等及び方面所属の長に対し、必要な措置を講じるよう指示（方面所属の長に対し指示する場合にあっては、当該方面本部長を経由）するものとする。

2 方面本部長は、前条の規定による報告に基づき改善すべき事項があると認めるときは、当該事項に係る方面所属の長に対し、必要な措置を講じるよう指示するものとする。この場合において、方面本部長は、当該改善すべき事項及び指示の内容について、警察本部長に報告しなければならない。

3 本部所属等及び方面所属の長は、前2項の規定による指示を受けたときは、その措置結果について、当該指示をした警察本部長又は方面本部長に報告（方面所属の長が警察本部長に報告する場合にあっては、当該方面本部長を経由）しなければならない。

4 方面本部長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告の内容について、警察本部長に報告しなければならない。

(公安委員会への報告)

第10条 警察本部長は北海道公安委員会に対し、方面本部長は当該方面公安委員会に対し、毎年度終了後、前年度における監査の実施の状況を報告するものとする。

2 前項に規定するもののほか、特に必要があるときは、警察本部長は北海道公安委員会に対し、方面本部長は当該方面公安委員会に対し、速やかに、監査の実施の状況を報告するものとする。

(会計事務の指導)

第11条 警察本部の会計課長は、本部所属等の職員に対して、会計事務の取扱いについて指導しなければならない。

2 方面本部の会計課長は、方面所属の職員に対して、会計事務の取扱いについて指導しなければならない。

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成16年5月25日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年11月12日から施行する。